

指定障害福祉サービス事業所  
指定障害児通所支援事業所 御中

奈良県福祉医療部障害福祉課  
自立支援・療育係

前年度実績に基づく報酬の算定に係る届出について（依頼）

平素は、本県の障害福祉行政の推進にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。  
標記届出について、下記のとおり取り扱いますので期日までにご提出いただきますようお願いいたします。

なお、前年度の利用者数の実績に応じて適用要件が定められている報酬（又は加算）については、該当する事業者は必ず届出してください。

記

1. 提出期限

令和5年4月14日（金）※必着

2. 提出書類

各様式は、障害福祉課のホームページからダウンロードしてください。

〈障害福祉サービス関係：http://www.pref.nara.jp/50651.htm〉

〈障害児通所支援関係：https://www.pref.nara.jp/59101.htm〉

障害福祉サービス 関係	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
	各報酬・加算に係る届出書
	必要添付書類
障害児通所支援 関係	障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書
	障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表
	各報酬・加算に係る届出書
	必要添付書類

3. 対象となる報酬又は加算

別添「対象報酬・加算一覧表」に記載のとおり

4. 提出方法

郵送で提出してください。

※特定記録郵便などの追跡のできる方法で送付してください。

※封筒の表書きに「令和5年度前年度実績に基づく届出書在中」と記載してください。

※奈良市内に所在する事業所（障害福祉サービス・障害児通所支援）に係る届出は、奈良市役所へ送付してください。

《奈良市以外に所在する事業所》

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県 福祉医療部 障害福祉課 自立支援・療育係

《奈良市内に所在する事業所》

〒630-8580 奈良市二条大路南 1 丁目 1-1

奈良市 福祉部 障がい福祉課 自立支援給付係

## 5. 留意事項

- ・前年度実績に基づく報酬の算定に係る届出のみ、令和5年4月14日までに提出された場合、令和5年4月1日から遡って適用となります。
- ・上記期限を過ぎて提出された場合は、最短で令和5年6月1日からの適用となりますので、ご注意ください。
- ・別添「対象報酬・加算一覧表」以外の加算等の算定に係る届出の期限は通常通りの取扱となります。(算定月の前月15日までに提出。処遇改善加算は算定月の前々月末日までに提出。)

### 【照会先】

奈良県福祉医療部障害福祉課 自立支援・療育係

TEL：0742-27-8513 FAX：0742-22-1814